

平成 2 4 年 7 月 3 1 日

泉 佐 野 市 教 育 委 員 会 様

泉 佐 野 市 情 報 公 開 審 査 会

会 長 松 田 聰 子

泉佐野市情報公開条例第15条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年12月20日付け泉佐学学第1565号で諮問のあった異議申立て事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

泉佐野市教育委員会が平成23年9月15日付け泉佐学学第1140号により行った情報不存在決定を取り消し、「弁護士相談依頼票」及び「弁護士相談報告票」を情報公開請求の対象文書として特定し、改めて公開可否決定を行うべきである。

### 2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成23年9月1日、泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、泉佐野市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「泉佐野市教育委員会指導主事■■■■■に係わる平成23年4月21日8時出発16時帰庁の内、■■■■■弁護士事務所における要務は、「法律相談」とある。相談の内容については当然自己要件ではないことは言うまでもなく、公務としての要件名、公務上の相談として成立可能要件につき詳細を記載した文書」について情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、異議申立人に対し、「作成していないため」との理由により、平成23年9月15日付け泉佐学学第1140号により情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、本件処分に不服があるとして、平成23年10月21日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行い、実施機関は、平成23年11月17日これを受理した。

### 3 異議申立人の主張の要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 公務上の相談であるならば、公務であることの詳細を記載した文書が作成されているはずであり、その文書がないということは、証拠隠滅を図っているとしかいえない。

イ 情報不存決定は条例上規定がなく、そのような決定はあり得ない。

以上のことから、本件処分には理由がなく、本件処分は違法、不当である。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 職員の出張については、泉佐野市職員等の旅費についての条例（昭和38年泉佐野市条例第8号。以下「旅費条例」という。）第4条第1項が「任命権者又はその委任を受けた者の発する出張命令等によって行わなければならない」と、同条第4項が「出張命令権者は、出張命令等を発し、又はこれを変更するには出張命令簿又は出張依頼簿に当該出張についての事項を記載し、これを当該出張者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令等を発し、又はこれを変更することができる」と規定している。また、出張に関する復命については、泉佐野市職員服務規程（昭和34年泉佐野市規程第36号。以下「服務規程」という。）第13条第2項が「出張した者は、上司に随行した場合のほか、帰庁後7日以内に文書により復命しなければならない。ただし、特別の場合又は大阪府内の出張及び軽易な事項は、口頭によってすることができる」と規定している。

(2) 本件請求に係る出張に関しては、旅費条例の規定に基づき出張命令簿にその内容を記載しており、異議申立人に対し、既に別件の情報公開請求により出張命令簿を公開している（平成23年8月18日付け泉佐学第935-3号）。また、本件請求に係る出張は、大阪府内への出張であることから、口頭により復命したものである。よって、本件請求に係る出張に関して作成した文書は「出張命令簿」のみであり、本件請求にある「公務としての要件名、公務上の相談として成立可能要件につき詳細を記載した文書」（以下「本件請求文書」という。）に該当する文書は作成していない。以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分に違法、不当な点はない。

### 5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述並びに実施機関の弁

明書、口頭による意見陳述及び実施機関が提出した説明資料等に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件請求に係る出張に伴い発生する文書について

実施機関から聴取したところ、本件請求に係る出張に関して作成された文書は、「出張命令簿」、「弁護士相談依頼票」、「相談内容に関する資料」及び「弁護士相談報告票」である。これらの文書以外に、本件請求に係る情報の保有の有無について当審査会で検分した結果、条例第2条第2号に定める「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有している」文書の存在を認めることはできなかった。

(2) 本件請求文書の特定について

実施機関は、本件請求文書が出張内容をまとめた文書や出張に関する復命書であると判断し、本件請求文書を「作成していないため」との理由により、本件処分を行ったものである。

しかし、当審査会が異議申立書等を検討した結果、異議申立人は、本件請求に係る出張が職員の私的な法律相談ではなく、公務として行われていることがわかる情報を請求していると判断するものである。したがって、実施機関が出張内容をまとめた文書や出張に関する復命書を本件請求文書として特定した判断は適当ではなく、「弁護士相談依頼票」及び「弁護士相談報告票」を本件請求文書として特定し、改めて公開可否決定を行うべきである。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成23年12月20日	実施機関から諮問書を受理
平成24年 1月30日	実施機関から弁明書を受理
平成24年 2月 7日	異議申立人から意見書（反論書）を受理
平成24年 3月20日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取 （第4回情報公開審査会）
平成24年 5月 7日	実施機関から意見を聴取 審議 （第5回情報公開審査会）